

六本松を中心とした
地域情報誌
毎月25日ぐらいに発行
＜編集・発行＞
㈱ジャパン・スマイルか
TEL 761-8800
FAX 752-2620



自分の名前、きれいに書くのは難しい!!!

国道202号線沿い、六本松4丁目六本松郵便局横“市民葬儀相談センター2F”において「筆ペン教室」を昨年10月より開催中。講師は長い間経験を重ねられた前田則子（映翠・えいすい）先生です。

筆ペンは最近実用化され広く使われています。すぐに書くことが出来る便利さがあります。その前になかなかキレイに字を書くのは難しいですね・・・

手紙や年賀状の宛名書き、祝儀袋など・・・そして一番困るのが結婚式場やいろいろな会場での受付で芳名帳に住所・名前を書くことです。ためらう方も多くおられます。字にはその人柄が出ます。人それぞれに癖があります。基本に基づいて癖を直していくと、一つの字がきれいに見えます。全体のバランスも大事です。皆様が上達されるよう、楽しく練習してみませんか。



◎「筆ペン教室」の内容を教えてください。

- ・1ヶ月・・・自分の名前・友達の名前
- ・2ヶ月・・・住所・宛名書き
- ・3ヶ月・・・祝儀袋

☆3ヶ月の短期コースで始めますが字の上達には個人差がありますので、ご自分の判断で長期の受講も可能です。

◎字を書くときの心構え

- ①姿勢を正しく
- ②集中力を持って
- ③バランスを考えきれいに書けたらいいなと思いながら・・・

☆字をきれいに書く事が出来ると自分に自信が持てるようになります。

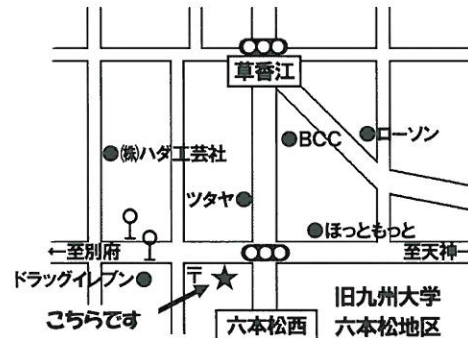
自分を高める手段として・・・



「筆ペン」練習してみませんか？

◆筆ペン教室◆

費用：毎月¥3,000円
(1ヶ月3回、木曜日)
時間：13:30～15:00
講習日：4月12日・19日・26日
場所：福岡市中央区六本松4-9-35
TEL：0120-45-1616
市民葬儀相談センター六本松店



☆ ★ 4月の催し ☆ ★

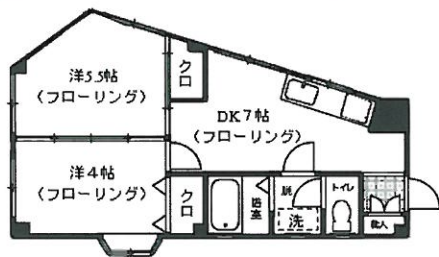
日時	催事内容	料金	お問い合わせ	TEL
4/1 (日) ～ 4/30 (月・祝)	春の展示会 「切り絵の世界」 ～まるで描いた絵のよう・切り絵の世界をのぞいてみませんか～	無料	少年科学文化会館	771-8861
		会場：3階特別展示ホール 対象：どなたでもご覧いただけます。 日時：4月1日～4月30日（※休館日をのぞく） 9:00～17:00 ※入場料無料。ご自由にご覧ください。		
4/14 (土)	科学体験広場 みんなでつくろう		会場：1階学習室	
		時間：13:00～16:00 対象：幼児（保護者同伴必要）、小・中学生 定員：各コーナー100名 ※当日自由参加、無料。		
4/22 (日)	～作って遊ぼう！～ 「ハンドパワー風車を作ろう」 会場/多目的ホール ①10:00 ②11:30 ③14:00 ④15:30 (各回約40分) 定員/各回25名 ※9:30から午前の部(①・②)、13:30から午後の部(③・④)の整理券を配ります(先着順)	無料	九州エネルギー館	522-2333
4/28 (土)	～オリジナル世界名作劇場～ 「エネルギーのお話」	無料	九州エネルギー館	522-2333
		会場/エネルギーホール ①11:00 ②14:00 (各回約40分) 定員/各回230名 ※各回1時間前に整理券を配ります(先着順)		
4/29 (日)	～いろいろなフシギを体験しよう！～ 「おもしろサイエンス」 会場/多目的ホール 実験1…雲をつくろう 実験2…磁性スライム ①10:00～12:00 ②13:00～16:30 ※16:00受付終了となります。	無料	九州エネルギー館	522-2333
4/10 (火) ～ 4/15 (日)	「全国巡回写真展 「笑顔を君に」 in 福岡 2nd 会場/2階NHKギャラリー 時間/10:00～18:00 内容/写真やパネル、民族衣装など 100点余り展示。	無料	NHKギャラリー	724-7001
4/24 (火) ～ 4/30 (月・祝)	「ファンタジック水彩画・3人展」 会場/2階NHKギャラリー 時間/10:00～18:00 内容/花の水彩画作品を20点余り展示。	無料	NHKギャラリー	724-7001

分譲賃貸マンション
オリентハイツ西公園 6F
 ◆間取り.....3LDK (69.85 m)
 ◆所在地.....中央区荒戸3丁目
 ◆賃料.....90,000円
 ◆敷金.....4ヶ月
 ◆交通.....地下鉄大濠公園駅徒歩8分



南西角部屋!
2面バルコニー&3面採光!
大濠公園&西公園近く!
当仁小学校・当仁中学校区!

賃貸マンション
パークサイド六本松 3F
 ◆間取り.....2DK (37.1 m)
 ◆所在地.....中央区六本松4丁目
 ◆賃料.....55,000円
 ◆敷金.....1ヶ月
 ◆礼金.....2ヶ月
 ◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩7分



ワンフロア1戸!
各部屋に窓あります!
オールフローリング!
簡易事務所相談!

☆六本松さくらまつり SAKURA Festival☆

日時:平成24年4月8日(日)
 10:00開場~16:00終了
 (3月31日)④4月1日⑤花見のみ開催10:00~16:00)

開催場所:六本松九大跡地

入場料:無料

☆4月8日当日は...

松本六
 ・MATSU HON ROCK

ミュージックフェスティバル特設ステージイベント開催

・10時より朝市を開催予定

・無料振る舞いせんざい予定(数量限定)

※雨天中止。会場への酒類の持ち込みは出来ません。

また、販売も、致しません。ゴミの持ち帰りにご協力ください。



上記物件のお問い合わせは 広告有効期限 H24/4月末 媒介
 (社)福岡県宅地建物取引業協会 福岡県知事免許(8)8407号
 地域密着型不動産業ジャパンでスマイル!
 (株) ジャパン・スマイルか
 中央区六本松4丁目9-4 TEL 761-8800
 Eメール iruka-japan@par.odn.ne.jp ホームページ http://www.iruka-japan.com

~バリアフリー改修工事をした場合の2つの控除~

バリアフリー改修工事をした場合に税額控除と所得控除とがあります。詳細は後で述べますが、税額控除(住宅特定改修特別税額控除)は本人が所得税法上の障害者又は介護保険の認定(要介護・要支援)を受けている必要がありますが、所得控除のように借入金等の必要はありません。ただし、適用期間が平成24年12月31日までとなっています。一方、所得控除(特定増改築等住宅借入金等特別控除)は障害や介護の認定の必要はありませんが借入金の残債が必要です。適用期間は平成25年12月31日までとなっています。

☆バリアフリー改修工事をした場合(住宅特定改修特別税額控除)

1.概要 平成24年12月31日までに自己が所有する住宅に対し、一定の条件を満たすバリアフリー工事で、工事費の額が30万円を超える場合(介護保険の「住宅改修工事」や国、自治体からの補助がある場合は、その補助金の額を控除後の額)に工事費のうち自己負担金の額の10%が所得税額から控除されます。なお、住宅借入金特別控除また特定増改築等住宅借入金等特別控除とのダブル適用はありません。

2.適用要件 次の(1)~(5)のすべてを満たした工事であること。

- (1) 自己が所有する家屋¹についてバリアフリー工事を平成24年12月31日までにを行い、さらに自己の居住の用に供していること。
- (2) この税額控除を受ける年分の合計所得金額が3,000万円以下であること。
- (3) バリアフリー改修工事を行う者が、次のいずれかに該当する者であること。
 - ① 50歳以上の者
 - ② 介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている者
 - ③ 所得税法上の障害者であること。
 - ④ 65歳以上の親族または②③いずれかに該当する親族と同居しているもの。
- (4) 工事内容は介護保険の住宅改修に準じています。手すりの設置やトイレ・廊下・開口部の改修や段差の解消などです。福岡市住宅改修助成金制度(問い合わせ先:中央区保健福祉センター ☎718-1102)の活用もしながら工事されることをお奨めします。
- (5) バリアフリー改修工事の費用の額が30万円を超えるものであること。



☆借入金を利用してバリアフリー改修工事をした場合(特定増改築等住宅借入金等特別控除)

1.概要 居住者が住宅ローン等を利用して、自己が所有している居住用家屋のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事を含む増改築工事をして、一定の要件を満たした場合において、その増改築に係る住宅ローン等の年末残高の合計額等を基に計算した金額を居住の用に供した年分以後の隔年分の所得控除するものです。なお、この特定増改築等住宅借入金等特別控除は選択制ですので、この適用を受けた場合も受けなかった場合も選択替えが出来ませんので改修後の居住開始年度の確定申告漏れがないように注意しましょう。

2.適用要件 次の(1)~(7)のすべてを満たした工事であること。

- (1) 自己が所有する家屋¹についてバリアフリー工事を平成24年12月31日までにを行い、さらに事故の居住の用に供していること。
- (2) この税額控除を受ける年分の所得要件は住宅特定改修特別税額控除の要件に同じ。
- (3) バリアフリー改修工事を行う者の要件は住宅特定改修特別税額控除の要件に同じ。
- (4) 工事内容の要件については住宅特定改修特別税額控除の要件に同じ。
- (5) バリアフリー改修工事の費用の額が30万円を超えるものであること。
- (6) 5年以上にわたって分割返済する方法になっている借入債務があること。この場合金融機関等からの借入であり、勤務先からの借入について1%未満の利子による借入金は、この特別控除の対象とはならない。
- (7) 居住の用に供した年とその前後2年間の合計5年間に居住用財産を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例などを受けていないこと。

¹ 工事費を提供する者の所有する建物であること。工事費提供者と所有者が別のときは贈与税が発生する。

賃
貸
物
件
・
売
買
物
件
募
集
中
!!